

宝塚市告示 第 57号

地方税法第416条第3項の規定に基づき、令和7年度の固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供する。

令和7年（2025年）4月1日

宝塚市長 山崎 晴恵

- 1 縦 覧 場 所 宝塚市企画経営部資産税課
- 2 縦 覧 期 間 令和7年4月1日（火）～6月2日（月）  
（土曜日、日曜日、祝休日を除く）